

本人確認書類について（本人が受け取る場合）

◎以下 **Aを1点、Bを2点またはCを1点ずつ**お持ちください。

※**BとCを1点ずつ**お持ちいただいた方は窓口で口頭確認を行います。

◎有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。

A

- 運転免許証
 - 住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)
 - マイナンバーカード(顔写真付きのもの)
- (有効期間満了の日から6月以内のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます)
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)
 - 旅券
 - 身体障害者手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 療育手帳
 - 在留カード(顔写真付きのもの)
 - 特別永住者証明書(顔写真付きのもの)
 - 一時庇護許可証
 - 仮滞在許可証

B(2点必要なもの)

※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの

- マイナンバーカード(顔写真の無いもの)
- (有効期間満了の日から6月以内のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます)
- 在留カード(顔写真の無いもの)
 - 特別永住者証明書(顔写真の無いもの)
 - 資格確認書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険日雇特例被保険者手帳
 - 住民名義の預金通帳
 - 出生届出済証明書
 - 母子健康手帳(出生届出済証明に記載された子の本人確認に限る)
 - 生活保護受給者証
 - 高齢受給者証
 - 負担割合証
 - 限度額適用認定証
 - 医療費受給者証
 - 各種年金証書
 - 年金手帳又は基礎年金番号通知書(年金額改定通知書及び年金振込通知書でも可)
 - 恩給証書
 - 児童扶養手当証書
 - 国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書
 - 民間企業の社員証
 - 学生証
 - 在学証明書
 - 学校名が記載された各種書類
 - 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
 - 出稼ぎ労働者手帳
 - 地方公共団体が交付する敬老手帳
 - Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
 - 顔写真証明書
 - 海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、学資保険証書

C

※本人又は同一世帯員の氏名及び住所が記載されたものに限る。

※発行日又は領収日が3か月以内のもの

- 領収証書(国税、地方税、健康保険料、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料、国家公務員共済掛金、地方公務員等共済掛金、私立学校教職員共済掛金、恩給法の規定による納金、公共料金(国内供給の電気、ガス、水道水、電話、日本放送協会等))
- 検針票
- 納税証明書(国税、地方税)

口頭確認（BとCを一点ずつ持参していただいた際に確認します）

世帯構成、同一世帯の者の氏名、同一世帯の者の生年月日、本籍、筆頭者、前住所、その他の住民票記載事項